

【議題2資料】

介護予防支援事業を委託できる
居宅介護支援事業所について

平成27年度 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成27年9月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援事業所について (案)

1. 地域包括支援センターが一部委託をした実績がある事業所（H27年8月末時点）

- ・大阪市内 1,389事業所

北	51	都島	48	福島	19	此花	23
中央	34	西	33	港	32	大正	36
天王寺	38	浪速	38	西淀川	20	淀川	73
東淀川	72	東成	48	生野	105	旭	51
城東	63	鶴見	39	阿倍野	73	住之江	56
住吉	76	東住吉	105	平野	120	西成	136

- ・大阪府内（大阪市内除く） 463事業所
- ・大阪府外 214事業所

2. 指定居宅介護支援事業所（大阪府内）

- ・大阪市内 1,748事業所
- ・大阪府内（大阪市内除く） 2,775事業所

以上の事業所は、平成27年9月1日現在、介護予防支援の一部を委託できる事業所です。

（参考）

介護予防支援事業委託の概要

要支援1・2のケアプラン作成の一部委託にかかる考え方

（1）根拠

介護保険法第115条の2第3項「指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。」に基づく。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十七号）

第12条第1項「委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと」

（2）一部委託可能な事業所の範囲

原則として、市内・市外を問わず、指定居宅介護支援事業所（基準該当事業所を含む）全てに委託できることとする。ただし、運営協議会で不相当と判断された事業所を除く。

（平成18年3月1日 第1回大阪市地域包括運営協議会 承認）

（3）委託金額（平成27年4月1日以降）

	単位	単価 (地域区分・2級地1.12)	一部委託料
介護予防支援費	430単位	4,781円	4,207円
初回加算	300単位	3,336円	1,301円
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	3,336円	2,169円